

特

一稻作ノ二大害虫

附害虫驅除豫防ニ關スル法規



鳥取縣勸業臨時報告

明治三十四年  
第三册



## 緒言

此ノ篇ハ稻作ノ二大害虫タル螟蟲及浮塵子ニ關スル事項ヲ畧記シタルモノナリ此ノ小冊子素ヨリ紙數ニ制限アルヲ以テ記レテ盡サ、ル所多カルヘキモ今ヤ往々害虫發生ノ報アルニ際レ早々印刷ニ付シテ汎ク之レヲ當事者ニ領テ以テ參考ノ資料ニ供セントス幸諒焉

明治三十四年六月一日

## 鳥取縣廳

### 稻作の二大害虫

#### 總説

稻は作物の主なるものにて其の作柄の良否は農家の安危に關はるのみならず延ては國の經濟上に著しき影響を來すものあるが故に注意の上にも注意を加へてこれが保護を盡さざるべからず然るに近年稻に對する害虫の都殖は頗る甚しく年として浮塵子の發生を見ざるなく處として螟蟲の蝕害を蒙らざるなき有様にして官廳は之が制禦に難處とし識者は之れが研究に汲々たるにも係らず益々其の繁を加へ多きを増すが如き傾むるは天候の然らしむる處とはいへ抑も亦これが防除の方法手段に於て大なる遺漏あるものと認めざるを得ず害虫防除の事たる素より容易の業に非ずと雖も此等は實に人爲を以て左右し能ふべき事柄に屬するが故に力の及ばん限りは充分の勞費を盡して其の害を未萌に防くの覺悟をかるべからず

統計の示す所によれば本縣の稻作反別は凡そ三萬三千町歩にして

此の收米約五十四萬石とす今假りに蟲害の爲め年々平均一割の減収を來すものとすれば其の損失額は正に五萬四千石にして假りに一石拾圓の相場を以て之れを算定するときは實に五拾四萬圓の巨額に相當するに至る豈に驚くべきの至ならずや若し夫れ浮塵子の如き去明治三十年度に於ける蝕害の状況に追考せば本縣の被害の如きは平年に比し二割半に過ぎずと雖も各府縣個別に就き觀察し來て最も被害の甚しき者を擧ぐるに於ては實に甬に粟を生ずるの思あくんばあらず彼の新潟縣の如き福井縣の如き將た石川縣の如き孰れも皆五割内外の慘害を蒙り富山嶋根岡山廣嶋香川等の諸縣の如きも亦正に三割以上の被害を招きたる事實を以て之を推せば一朝其の蕃殖の盛あるに遭遇せば本縣に於ても假に尙多額の損耗を招くを豫想するに難からざるべし况んや螟蟲の如き其の被害毎歲連綿として絶るなく積算上不知不識の裏に於て巨額の減穫を來しつゝあるに於てをや螟蟲及浮塵子に關する豫防驅除のとたる豈に忽に附して可あらんや茲に題して稻作の二大害蟲と稱するもの實に此の兩種の昆蟲に命したるも

のあり  
螟虫の解説

第一 名稱

螟蟲は昆蟲學上鱗翅類に屬し學名を「ラーセシニア、クリソグ、ラフエラ」と稱し「すゝむし」「しんむし」「むし」「からくすし」「かれはむし」「なかこぎしむし」「からむし」「すむし」等種々異りたる方言あり

第二 種類

螟蟲の種類に二種ありて一年の間に於て二回循環して發生するものを二化螟蟲と云ひ三回循環して發生するものを三化螟蟲と云ふ害をなす度は後の者の方遙に甚しけれども未だ多く其の傳播を見ざるものゝ如し故に茲には各地に普通なる二化螟蟲に就て専ら述ぶるものとす

第三 性状

螟蟲は莖の中に蝕ひ入りて稻を枯死せしむる所の害蟲にして其の一代の生存期は卵より孵り出て幼蟲(仔蟲又は妙)とあり次て蛹とあり最

後に成蟲(蛾)に變するものにして此の四様に變化する各期節に於ける  
形狀性質を述べれば大略左の如し

(甲) 卵は専ら稻の葉尖より二三寸位の表面に産み附けられ大抵七  
八十粒より百粒以上密に相集り平く滑にして魚鱗の如く並列せ  
る楕圓形の少なき塊をなし表面は淡白なる乳狀の膠質物にて包  
被せらる初めは乳白色をさせると孵る期節に近くに從ひて次第  
に變色して黒褐色とある一雌蛾の腹部に有する卵は三百乃至四  
百粒位あるが故に大抵三四箇所に産卵するものにして一葉一塊  
を普通とみせども稀には二三塊を産み附くることあり

(乙) 卵より孵り出でたる幼蟲は大さ四五厘位にて全體淡黒色の毛  
を生し凡十日目毎に四回の脱皮ををして體の長さ六七分位とあ  
り充分老熟して遂に蛹に化す幼蟲は全體十二個の關節より成り  
腹面は灰白色にして三對の胸脚と五對の腹脚とを有し背面は淡  
褐色にして暗褐色ある五條の縦線を彩り頭部は茶褐色を呈せり  
一蛹、蛹は全長三四分許り黄褐色にして細長き圓筒形をなし大抵

は糸を吐きて稻莖の内部又は葉鞘の間に體を固着するもの多し  
と雖間々外部に出て塵芥落葉の間又は草木の根際等に於て蛹に  
化するものあり

(丙) 成蟲は蛹より羽化したる小蛾にして體の長さ三四分許翅を開  
きたる長さ七八分位あり前翅は灰白色にして外縁に絨毛を生し  
後翅は白色にして三角形をなせり大なる複眼と二分位の觸鬚と  
有し雌雄殆んど全形全色をれども雌蛾の方腹部肥へ太り雄蛾の  
方少しく瘦せて少形あるを常とす

### 第四 經 過

螟蟲は稻藪又は畦畔路傍等の雜草の中に巧に冬の寒さを凌ぎて年を  
越ゆるものにして其幼蟲は五六月の頃暖氣次第に増すに従ひ蛹に變  
し更に羽を生して自由に飛ぶとを得る所の小き蛾に化するものあり  
此蛾は苗代に飛ひ來りて晝の間は稻苗の間に潜み夕刻より飛ひ出  
て雌雄交尾し然る後成るべく軟かくして肥へ太りたる濃綠色の苗の  
葉を撰みて卵を産み附くるものあり是れ實に螟蟲の發生すべき第一

期とす斯くて五日より十日位を経て卵より孵りたる多くの幼蟲は直ちに心葉より莖の中に蝕ひ入り又は葉鞘の間より莖の軟かき部分を侵して内部に入り凡そ四五十日の間其の中に在りて髓の部分を蝕害し一の莖を蝕ひ終れば直ちに移りて他の莖を害し次第に蔓延して遂に老熟して蛹に化す蛹は一週間より十日前後にして再ひ羽を生して蛾となり更に卵を濃綠色にして軟かき稲の葉の表面に産み附るものなり時恰も八月中旬より九月上旬頃あるを以て稲の生育は大抵穂孕の有様にあるべし是れ實に螟蟲の發生すべき第二期なり其の卵は第一期と殆んど同様の日數を経て再ひ孵りて多くの幼蟲を生じ葉鞘の間より直に莖の中に蝕ひ入るが故に稻は爲に白穂を抽き出すに至る總じて幼蟲の卵より孵りたる當時に在りては多數一莖の中に群居するが故に其の初期に於て試みに害を被りたる莖を引き抜き割きて之を檢視れば夥しく幼蟲の存在するを見るべし然れども後には各自分れ散じて他の莖に移る者多しとす第二期の幼蟲は第一期の者に次ぎ秋期まで多くの蝕害をなし遂に能く生長して其の儘莖の中に蟄て年

を越る者あり是れ翌年に至り蛹に化し蛾に變じて以て苗代に飛ひ來る所の害蟲の根源あり  
螟蟲の發生及經過の有様は一般に上に述べたる如き順序を踏み來るものあり然れども多數のもの悉く同時に發生し同様の經過をなすものに非ずして其の間自ら遅速の別あるは勿論氣候土質其の他外界の状況によりては多少發生に早晚の差を生じ經過に緩急の別を來すものあれば絶へず其の趣を異にせるもの相混濬して存在するを認むるを得べくして決して確かある一定の期間を指し示すこと難きが如し然れども多くの試験の結果によれば蛾の最も多く發生する時期は大抵六七月及八九月の兩期と見做して差支なきが如し

### 螟蟲の防除法

螟蟲は實に虞るべき稲の害蟲にして毎年多少其の發生を見ざる所なきが故に之が爲め稻の害を被ることは積算上恐くは他の害蟲の比に非るべし故に之か防除に關しては充分其の當と得たる策を考へ着々良き方法を實際に施して務めて之が殄滅を期せざる可らず而して其

仕事たる頗る困難の場合多きに相違なく而かも一年間絶えず繼續して行ふべき事業に屬し更に進んでは毎年怠らず勵行せざるべからざるが故に之が防除の方策に就ては素より不撓の精神と周到の注意とにより効力ありと認め得べき總ての手段方法を完全に履み行ひて以て彼等害敵をして寸毫も跋扈するの餘地をからしむる様にし所謂期に先じて之を制するの覺悟をからざるべからず且つ多人數協同一致して事に當るに非れば到底撲滅の効を遂げ能はざるものなれば此等の件は充分服膺して遺漏をからんことを要す

### 第一 驅除法

(甲) 螟蟲は往々稻の刈株中に潜みて冬を越すものあるが故に此の蟲の多く生したる年には秋期に至り稻を刈取りたる後之を堀り出して焼き棄つるか或は刈株を細断して堆肥の中積とあして幼蟲を殺すを可とす又稻を刈取る際害を被りたる稻株のみ少しく高刈になし置き後ち之を堀り取りて焼き棄つるか又は他の材料に混して能く醱酵せしむるも可あり

(乙) 螟蟲れ多數は稻藁の中に蟄伏して安全に冬を越すもの多ければ被害の田より收獲したる藁は細工をせに用ふるものゝ外は直に之を肥料とあさすして一旦堆積して醱酵せしむるか又は全く焼き棄つると宜しとす但し幼蟲は藁の基の部分に存在するもの多きか故に中程以下の部分より切斷して之を處分するも亦不可とあさす

(丙) 螟蟲は夜間好んで燈火に飛び來る者あれば其の性を利用して大に驅除の効を奏すると得べし即ち五六月及八九月の頃蛾の多く飛ぶ期節を察し風雨なき穩ある暗夜に於て夕刻より數時間田野に誘蛾燈を點し之に誘ひて捕ふべし燈火は稻の葉上凡一尺位の高さに仕掛け置くべく大抵一反歩に付燈數三個より五個位の割合を要すれども麥の刈取の頃には諸方に潜み居たる蛾一時に多く苗代田に飛ひ來るものなれば此際は殊に能く注意して尙ほ大に燈數を増すことを要す

(丁) 螟蟲の蛾は晝の間稻の苗或は株の間の暗き所に潜み居るもの

一〇  
あれば捕蟲網ある器具を以て掬ひ取ると同時に田面に水を漑へ油類を滴し之に拂ひ落して殺すを可とす其の油は石油鯨油若くは菜種油の類にして其の用量は一反歩當り石油なれば一升内外他の油なれば尙ほ少しく増加して可あり

(戊) 螟蛾は稻の葉の表面に卵を産み附くるものなれば苗代と本田とに係らず務めて其の卵塊を捜し索めて潰し殺すか燒棄つるか又は深く土中に埋むるを可とす卵塊に寄生する益虫保護の目的を以て一旦これを益器保護器に容るゝは最も佳なり卵塊搜索の事は頗る困難あるが如きも少しく熟練する時は案外に容易なるを覺へ且つ割合に効能多きものなれば務めて之を勵行すへし大抵午前は東に向ひ午後は西に向ひ葉を透し見る時は能く其所在を認る事と得べし

(己) 枯莖は螟虫第一期の害によりて起るもの多く插秧後七月上旬より八月上旬頃に於て生するものなま白穂は通常其第二期の害によりて生するものにして大抵八月下旬より九月中旬の頃即ち

稻の抽穂時にありとす此等は猶豫なく莖の根元より摘み取りて燒き棄つるか或は堆肥の中積とすか又は熱湯の中に投して其の中に存する幼虫を殺すべし害を被りたる莖は可成く早く抜き去りて害虫の他の莖に移るを防ぐを可とす殊に白穂を抜き出したる初期に於て手早く之を採取るときは其の内には夥しき幼虫の群居するものなれば驅除の効能甚だ大なるものあり

## 第二 豫防法

(甲) 苗代田は成るべく多人數申合せて相近接せる場所に之を作り害虫に對して相協同して驅除豫防を行ふの便を考ふべし而して其の土地は可成く空氣日光の通り方良き明け放れたる乾き地を撰み家屋丘陵道路河川樹林等の近傍を避くべし夜間燈火の照す所も亦甚だ忌むべきものあり

(乙) 苗代田は凡四尺幅の短冊形に造り種子は必ず鹽水攪をなし播種量も亦過不及なき様にし且務めて粗密厚薄なき様播種すべし害虫驅除の爲めに深く水を張るの準備として豫め高く畦畔を作

り置くも亦頗る緊要なりとす

(丙) 苗代及本田の肥料は能く其の配合法に注意し窒素質の肥料を偏頗に用ゆるを避け適宜の肥料を併せ用ひて務めて稻の強健に生育することを圖るべし管理の方法も亦大に注意せざるべからず

(丁) 本田の挿植法は可成く正しくして縦横共に日光空氣の通り方を良くし一方には稻の生育を硬く丈夫ならしめ一方には自然に螟蛾の來り集るを防ぎ兼て其潜むべき餘地あき様計らふべし畦畔の雜草を刈り去るとも亦併せて行ふに利あり

### 第三 益蟲保護

螟虫に寄生して之を斃す所の益虫を保護して其蕃殖を圖ることは自然に防除の効を奏すること大なるものとす黄白色なる一種の小蠅は幼虫の體中に寄生して之を斃し黒褐色ある一種の細蜂は卵中に産卵して之を殺すものあり然れば此等の益虫は益々其種屬を孳殖する様注意して保護を加ふること至て肝要ありとす

## 浮塵子の解説

### 第一 名稱

浮塵子は昆虫學上有吻類に屬す其種類夥しと雖も稻を害する所のものは専ら「よこば」科のものに多きが如し浮塵子は地方によりて「うんか」「ぬかむし」「こぬかむし」「くにくづし」「よこば」「ば」「さねもりむし」「よこた」「よこぶへ」「をしたをし」「どひようむし」等種々の異りたる稱呼あり

### 第二 種類

浮塵子は極めて悪むべき害虫にして古より往々甚しき害を稻作に及ぼしたるものあり其加害の甚たしきことは前に記したる「くにくづし」「をしたをし」等の異名あるによりても推して之を知るを得へし其種類極めて多くして稻の外麥及び他の禾本科作物を害することあり本縣内に於て從來多く稻田に發生する所のものは「つまぐろよこば」「ひげまるよこば」「しろいろよこば」「さあづまよこば」「等あるが如し



### 第三 性 狀

浮塵子は細長き管の如き一種の吸嘴を有し之を稻莖の内部に挿入して以て其の汁液を吸取りて之を枯死せしめ又は稻の花の開くとき其の内部を侵して養液を吸取りて糞を生せしむ浮塵子は一年の間に通例四回の循環發生をなし氣候の模様によりては尙多くの蕃殖をなすことあり今其形狀性質に就き大要を述べ左の如し

(甲) 卵は稻莖の中に縦に平列して産み附けられ一箇所少きは五六粒多きは二十粒以上もありて十二三粒位を普通とし一莖の中に多きは二十箇所以上も産み附けらるゝとあり卵は新月形にして長さ四五厘幅四毛許り最初は淡白色をなせるも次第に變色して解るべき期日に近くに從ひ其一方に二個の赤き點を生じ産み附けられしより凡五六日位にして解りて幼蟲となるものあり

(乙) 浮塵子は幼蟲と蛹との區別判然たらざるものとして只々蟲の形狀及脱皮の度數によりて之を推し知るに過ぎざるのみ卵より解りたる後大抵隔日位に四回の脱皮をなし次第に長大老熟して

遂に羽を生して成虫とあるものにて其の間十日より十五日位とす幼虫は大抵黄白色若くは灰白色をなし舉動頗る活潑なり

(丙) 成虫は完全に生育を遂げ羽を生したる親虫にして種類により大小又は形狀を異にせるもの多しと雖も其の最も普通なる種類に就て言へば「つまくろよこばへ」は黄綠色にして羽の尖端は雌は茶褐色を帯び雄は黒色を帯ぶ體の長さは一分八厘より二分位なれども雄の方稍や小形にして雌の方腸部丸く其尖端に劍様の産卵器を有す「いあづまよこばへ」は一般に前者より稍や小形にして體の長さ一分一二厘位淡黄色にして羽に雷光形の灰褐色の斑紋を存す成虫は大抵五六十日にして雌雄交尾し卵を稻莖の中へ産み附くるものとす

### 第四 經 過

浮塵子は山野又は堤塘等の雜草塵芥或は藪叢等の中に潜み又は麥油菜等の如き冬作物の中に在りて巧に嚴寒を凌ぎて年を越ゆるものなり浮塵子の成蟲は五六月の頃暖氣漸く加はるに從ひ苗代田に飛ひ來

りて産卵し又は畦畔の雜草中に産卵す卵は凡そ五六日を経て孵りて細かき多數の幼虫を生ず幼虫は十日乃至十四五日間稻の莖を侵しつゝ再び其の中に産卵するものあり然れば其の一代の経過は僅かに三四週間の短き時日にして其の後數回之と同様の循環繁殖をなす而して秋期に至り大抵は成蟲の形にて年を越へ害を次の年に及ぼすものあり

### 浮塵子の防除法

浮塵子は一年の間數代の循環發生をなすものにして其の繁殖は極めて激しく時に甚しき害を稻作に及ぼすものなり然れども素より軟弱なる細虫に過ぎざるが故に割合に氣候の制裁を被ると多く爲めに其發生も繁殖も區々亂雜にして殆んど一定の秩序なく或は幼虫あり或は成虫あり或は第一代の害虫あり或は第二代第三代の害虫ある等混淆雜生して殆んど其の種類の何たるを判断するに苦むことあり故に之が防除に關しては螟虫と同しく實に一年間又亘るべき仕事にして決して一朝にして全滅を期し難きものとす且つ其経過の模様如何に

よりて自ら驅除の趣を異にするものあれば能く彼等の性狀を驗べ時期を察し多人數相協同して適良の手段を運すこそ最も肝要ありとす

### 第一 驅除法

(甲) 油類を水田に注ぎ害虫を拂ひ落して溺殺するとは苗代田と本田とに係らす浮塵子の幼虫を殺すに適當なる方法をあれども朝夕の如き舉動活潑ならざる時は羽を生したる成蟲も亦多く陷殺することを得ざるものとす油は普通石油と用ふれども鯨油又は菜種油の類にても宜しく只其の分量を石油よりも稍や多くするを要するのみ即苗代田に在ては苗の葉の頭まで深く水を漲り一畝歩當凡一合内外の石油を點下し竹竿或は箒の類にて徐々に苗を拂て水の中を潜らしむべし又た害虫の多少に係はらず插秧に際して苗を拔取るに當りては必ずや油殺法掬殺法等を行ひて大掃除と爲すを可とす本田に在りては水を漲り一反歩當凡一升位より三升位までの油を注ぎ草薺或は笹の類にて害虫を拂ひ落すと同時に能く水を注ぎて根株を洗ふべく業を終りても尙ほ數時

間油水を其の儘に放置すべし右の方法を行ふには苗代本田とも可成朝夕を撰むべきも日中に行ふ時には豫め油水を稻葉に注ぎて成蟲の飛翔力を減せしめたる上拂ひ落すべし此の油殺法は害蟲の存在する限りは一週間位を隔てて數度繰返して行ふこととし且つ此の時には務めて道路畦畔の雜草を刈り驅除に際しては此の處にも油水を散布すべし

(乙) 害蟲の既に成長したるものは油殺法にても殺すを得べけれども尙ほ捕蟲網なる器具にて軽く稻葉を掬ひて捕ふるを宜しとす  
 (丙) 灌水欠乏したる稻田にて油殺法を行ふこと能はざる場合又は陸稻の如き畑作物の害せられたる場合に在りては鐵葉の類にて船形様に捕蟲器を造り此の中に盛りたる油水の中に掃ひ込みて殺すことあり又は五十倍位の石油乳劑を作りて之を散布することあり又は口廣き大なる布袋を造り稻田の風下の一方に之を開き張り風上の他方より徐々に害蟲を追込みて捕殺するとあり又は田の中に細長き溝を穿ちて水を運び入れ多く石油を注ぎて之

に追ひ落すことあり又戸板吳座等の表面に油類を塗り風下の部分に斜めに立て他方より之に追ひ付けて殺すことあり此他掬殺法も此の場合に於て専ら行ふて効能多きものとす

### 第二 豫防法

(甲) 秋季より冬季に掛け道路畦畔の雜草を刈り除き焼き拂ひて務めて害虫の潜み場所を奪ふべく冬作物は能く栽培法に注意して可成く強健に生育せしむべきは勿論能く空氣日光の通り方を良くすべし害虫の驅除に際して數次道路畦畔の雜草を刈除するも亦甚た必要あり

(乙) 苗代及本田に於る培養管理のとは總て螟虫の部に於て述べたる如き注意を盡し害虫をして乗すへきの機なからしむるを要す  
 (丙) 害を被ること甚しくして到底完全の生育を遂ぐべき見込なき稻は燃料を加へて稻株を燒棄るか又は猶豫なく根本より刈取りて堆肥に中積となすべし

### 第三 益蟲の保護

浮塵子も亦細かある一種寄生蜂は爲めに斃さるゝも此多し其最も普通なるものは体は長さ二厘翅を開きたる長さ三四厘位の小蜂にして暗褐色を呈せり大抵は浮塵子の卵中に産卵して孵化し其内容を食して生長し遂に羽化して卵殻を破りて外部に出て常に稻草の間を飛翔しつゝ浮塵子の卵を搜索して産卵するものなり故に此益虫も能く保護を加へて其蕃殖を圖るときは間接に防除の効大なるものあるべし

**害虫驅除に要する器具**

害虫の驅除に要する器具には種々ありて構造簡易にして使用輕便なるもの多かるべきも茲には其の最必要なるもの二三を畧説すべし其の詳細は實物に就てこれを知るの外なし

**第一 誘蛾燈**

誘蛾燈は總て羽を生したる害虫にて夜間好んで燈火に來り集る所のものを捕殺する爲に用ゆるものにして世間普通に行ふはるゝ簡單なる仕掛を行ふも頗る効あるべし即ち支柱を樹て其の上に盞を置きて水を湛へ石油を滴し盞の上には細き二本の棒を亘し其中央に角洋燈

と點するときは燈火は能く風に堪へて吹き消さることなくこれにて充分害虫を誘殺するを得べし然れども矢崎技師の曾て工夫したる誘蛾燈は石油の明燧と利用したる便利の仕掛にして甚だ有効のものなれば其の見本に依りて造り用ふるも可あり

**第二 採蟲器**

採蟲器は害虫を掃ひ込みて殺す爲に用ふるものにして種々あれども鉄葉にて簡單に製造したる船形のものあり即ち其の船形様の箱の中央に一枚の板を樹て把手を附けて其中に水を容れ石油を滴して稻田の畦間を押し進みつゝ兩側の株を掃ひ害虫を落して溺殺するものとす箱の中央に板を樹てざるも亦強ち不可となさず

**第三 捕虫網**

捕虫網は總て害虫を掬ひ取るが爲に用ふるものにて羽あるものと否らざるものどに係らず巧に掬ひ捕ふるとを得べし其形狀には圓形半圓形三角形四角形等種々あるが故に適宜に作りて用ふるを可とすこの器は誰にても容易く製するを得へし即ち竹又は木は長さ柄の末端

に太き針金又は細長さ丈夫ある竹木片等を直径一尺位の輪形に曲げて嵌め之に粗き目の蚊屋布或は寒冷紗の如き風抜け良き柔かなる布袋を縫ひ附け袋の長さは輪の直径の二三倍位となすを良しとす又其の内側に底の開きたる小き袋形のものゝ縫付けて所謂魚籠様の仕掛にあすときは一度袋中に翔ひ込れたる害虫は容易に飛び出すこと能はざるの利あるべく且つ袋の末端は紐にて結び置くの仕掛となすときは害虫の多く入りたるを見計らひ之を解きて直ちに油を注きたる水中又は熱湯中に投して殺すを得べし

第四 灌油器

田水中に油類を注ぐには水口に石油鏝の如き者を置き其下部に小き孔を穿ち之より絶へず油の滴るゝ仕組とあし水を灌ぐと同時に油の田面に廣がる様にするも可なり然れども其廣がり方を一層平等ならしむるには竹筒の底の節の中央に小き孔を明け針線を通し末端に布片の丸めたるものを附し置き上方より針線を引きて孔を塞ぎ油を入れたる後田中を持行きつゝ時々之を緩めて油を滴すも可なり又竹筒

の上下兩端の節の中央に小き孔を穿ち油を筒中に入れ上部の孔に指頭を當て田中を持行きつゝ時々閉閉して油を注加するも可なり孰れにせよ竹筒の下端は可成り田の水面に接近せしむる様にし油の直接に稻の葉に附着せざる様注意すること肝要なり

第五 益虫保護器

益虫保護器は害虫に寄生して之を斃す所の益虫類を保護蕃殖する爲めに必要あるものにて鐵葉にて直径一尺位丈け三四寸位の圓罎と造り其の内に直径七八寸位の圓罎を下部一二寸位を出して密に嵌め其先端に寒冷紗或は蚊屋布を罎様に張り内部の圓罎中に採集せる害虫の卵塊を入れ外圍に油類を入れ置く時は空氣の流通自在あるが故に虫類は能く孵化するを得べし而して孵りたる害虫は飛び出づる能はずして遂に油中に陥りて死し卵塊より發生したる寄生虫は容易く飛び去るを得べし故に害虫の卵塊を採集せば直に之を殺さずして暫く此の器中に入れ置くときは其の中に寄生せる益虫を保護するを得て大に蕃殖を圖るの効あるべし益虫保護器には種々の構造をなすもの

ありて上部に蓋を有するものと否らざるものとあり又蓋に多くの小孔を明けたるものと寒冷紗或は蚊屋布を張りたるものとあり大抵は糸を附して空気の流通良き場所に吊し置き尙ほ常に注意して益蟲の蕃殖を助成すべし

郡市名	收 穫 石 高 及 反 別				
	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年
鳥取市	二、二七六 <sub>石</sub>	二、四六〇 <sub>石</sub>	二、七三三 <sub>石</sub>	二、六五〇 <sub>石</sub>	二、三〇〇 <sub>石</sub>
岩美郡	五、五〇四	四、三〇三	四、二六九 <sub>石</sub>	七、一七三 <sub>石</sub>	四、二七八 <sub>石</sub>
八頭郡	五、七二四	四、六九三 <sub>石</sub>	四、七二二 <sub>石</sub>	七、七三三 <sub>石</sub>	四、七二〇 <sub>石</sub>
氣高郡	六、九三五	四、八〇四	八、七、三三 <sub>石</sub>	七、九、三五 <sub>石</sub>	四、九二八 <sub>石</sub>
東伯郡	一〇七、一六四	八、一〇六 <sub>石</sub>	一六七、六三二	一六二、〇九五	一三九、八〇八
西伯郡	九、〇九三	六、八八三	一四八、二七四	六、八二七 <sub>石</sub>	一、二八、三七
日野郡	四〇、七〇五	三、三七五	五、二九八	三、三九六	五、四二六
計	四四、三〇一	三三、二五〇	六七、九九六	三三、五七〇	三三、二五九
郡市名	害 蟲 被 害 減 収 石 高 及 同 價 額 (一石拾圓換一)				
	三十年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年
鳥取市	六、五三 <sub>石</sub>	一 <sub>石</sub>	一 <sub>石</sub>	一 <sub>石</sub>	一 <sub>石</sub>
岩美郡	一四、四六〇	二四	一、一四〇	五、五六四	五、五六〇
八頭郡	一六、一五	九	九〇	三三	二、二一〇
氣高郡	一七、九四三	一	一	五、四四〇	五、四、五〇
東伯郡	三〇、六六〇	一	一	一一、九四五	一一、九四五
西伯郡	二四、六六三	四、三五	四、二五〇	一、〇三九	一〇、三九〇
日野郡	八、四四三	二六〇	二、六〇〇	二六八	二、六八〇
計	一二三、九七九	八〇八	八、〇八〇	二〇〇	二四、四八七

法律第拾七號

明治二十九年三月二十四日

害虫驅除豫防法

第一條 此法律ニ於テ害虫ト稱スルハ農作物ヲ害スル各種ノ蟲類ヲ言フ

第二條 驅除スヘキ害虫ノ種類及驅除豫防ノ方法ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム

認可ヲ經タル種類以外ノ害虫發生シ急速ノ處分ヲ要スルトキハ府縣知事ハ臨時驅除豫防ノ方法ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得此場合ニ於テハ直ニ其旨ヲ農商務大臣ニ具申スヘシ

第三條 害虫田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ府縣知事ハ豫メ期限ヲ定メ該田畑ノ作人ヲシテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキハ府縣知事ハ市町村費ヲ以テ之ヲ行ヒ市町村ヲシテ該作人ヨリ其費用ヲ徵收セシムルコトヲ得其費用ノ徵收ニ關シテハ市制第百二條及町村制第百二條ヲ適用ス

第四條 害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若クハ害蟲田畑以外ノ地ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ府縣知事ハ市町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行フコトヲ得

第五條 府縣知事ハ前條ノ驅除豫防ノ爲メニ市町村ニ命シテ夫役ヲ市町村全部又ハ一部ノ田畑ノ作人及所有者ニ賦課セシムルコトヲ得

夫役ハ害蟲ノ種類ニ依リテ田又ハ畑ニ區別シテ賦課スルコトヲ得夫役ノ賦課ハ段別又ハ地價ヲ以テ準率トナスヘシ

夫役ハ各別ノ率ニ據リ小作人自作人及地主ニ賦課スルコトヲ得本條ノ場合ニ於テハ市制第二百二十三條及町村制第二百二十七條ヲ適用セス

第六條 府縣知事ハ驅除豫防ノ爲メ必要アルトキハ市町村費ヲ以テ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物菓稈蒭株雜草ヲ拔棄若ハ燒棄スルコトヲ得

第七條 驅除豫防ノ必要ヨリ生シタル損害ニ對シ被害者ハ賠償ヲ要求スルコトヲ得

第八條 土地所有者管理者又ハ使用者ハ官吏及其指揮ヲ承クル者ノ其地ニ入リ驅除豫防ニ從事スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 府縣知事又ハ郡長ハ必要ナル場合ニ於テハ府縣稅(地方稅)又ハ郡費ヲ以テ第三條第四條第六條ノ費用ヲ補助シ若クハ驅除豫防ニ必要ナル器具ヲ給與シ又ハ貸與スルコトヲ得

第十條 蟲類以外ノ動物ト雖農作物ヲ害スル時又ハ害スルノ虞アル時ハ府縣知事ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ此法律ヲ適用スルコトヲ得

第十一條 第三條ノ場合ニ於テ府縣知事ノ命令ニ從ハサル者ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第十二條 第六條第八條ニ依レル官吏若シクハ其指揮ヲ受クル者ノ行爲ヲ妨害スルモノハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金又ハ十一日以上二十日以下ノ重禁錮ニ處ス

第十三條 此法律ハ北海道沖繩縣其他市町村制ヲ施行セサル嶼嶼ニ之ヲ施行セス別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 此法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス



農商務省訓令第六號  
明治二十九年三月二十八日  
害蟲驅除豫防法取扱手續左ノ通り相定ム

害蟲驅除豫防法取扱手續

- 第一條 害蟲驅除豫防ノ方法第二條第一項ヨリ驅除豫防スヘキ害蟲ノ種類及驅除豫防ノ方法ニ就キ本大臣ノ認可ヲ請フトキハ各害蟲ニ付キ左ノ事項ヲ記載スヘシ
  - 一 名稱、方言
  - 二 主ナル被害農作物ノ種類
  - 三 驅除豫防ノ方法
- 害蟲驅除豫防法第二條第二項ノ場合ニ於テモ本條ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添フヘシ
- 第二條 害蟲驅除豫防法ノ施行ニ係ル命令ヲ發シタル時其都度本大臣ニ報告スヘシ
- 第三條 害蟲一市町村以上ニ蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ

ハ隣接市町村ニ於テ同時ニ驅除豫防ヲ行フヘシ

第四條 害蟲隣接府縣ニ蔓延セントスルノ虞アルトキハ其旨ヲ關係府縣ニ急報スヘシ

第五條 二府縣以上ニ跨リ害蟲蔓延シタルトキハ關係府縣ハ臨時驅除豫防ノ方法ヲ議定シ施行區域ヲ定メ驅除ヲ行フヘシ此場合ニ於テハ府縣知事ハ其區域及第一條第一項ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ直ニ其旨ヲ本大臣ニ具申スヘシ

第六條 害蟲驅除豫防法第十條ニ依リ蟲類以外ノ動物ニ對シ該法律ノ適用ニ付本大臣ノ認可ヲ請フトキハ本令第一條第一項ノ規定ヲ適用ス

第七條 害蟲發生シタルトキハ直ニ其旨ヲ本大臣ニ急報スヘシ

第八條 害蟲蔓延シ若クハ蔓延ノ兆アリテ市町村費ヲ以テ之ガ驅除豫防ヲ行フトキハ其都度左ノ事項ヲ本大臣ニ報告スヘシ

- 一 害蟲ノ種類
- 二 那市町村名

三 被害農作物ノ種類及被害見積反別  
四 被害ノ狀況

第九條 毎年度ニ於テ市町村費ヲ以テ施行シタル害蟲驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ表式ニ依リ翌年四月三十日マデニ本大臣ニ報告スヘシ

害蟲驅除豫防報告様式(各害蟲ニ付區分スヘシ)

害 蟲 名

郡市名	被害町 村ノ數	同上農作 物ノ種類	同上見 積反別	此平年 收穫高	被害ニ付 見積減收 高	驅除豫防 ニ關スル 町村費	全上 夫役數	全上 郡費補助	全上府縣 地方稅補 助額
何市									
何郡									
計									

鳥取縣令第四十號

明治二十九年三月法律第十七號ニ依リ害蟲驅除豫防法施行規則左ノ通相定ム

明治二十九年八月八日

鳥取縣知事 深 野 一 三

害蟲驅除豫防法施行規則

第一條 本則ニ於テ驅除豫防スヘキ害蟲ハ左ノ二種トス

稻ノ螟蟲 方言ズイムシ、ズムシ、カラムシ、稻ノ浮塵子 方言ヌカムシ、ウソカ

第二條 前條ノ害蟲田畑ニ發生シ又ハ發生ノ虞アルトキハ市町村長ハ作人ヲシテ直チニ驅除豫防ヲ行ハシメ同時ニ左ノ事項ヲ具シ知事ニ急報スヘシ

- 一 害蟲ノ種類及方言
  - 二 驅除豫防ヲ施行スヘキ地名及其見積反別
  - 三 被害作物ノ種類及其狀況
- 第三條 第一條ノ蟲類以外ノ害蟲發生シタルトキハ市町村長ハ直チ

第二條ノ各項ヲ具シ知事ニ急報スヘシ

第四條 害蟲驅除豫防法第三條ニ依リ知事ニ於テ驅除豫防ノ施行ヲ命シタルトキハ郡長ハ直チニ町村長ニ市町村長ハ直チニ作人ニ傳令シ指揮監督シテ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ

第五條 作人ニ於テ害蟲ノ驅除豫防ヲ行ハサルトキハ市町村長ハ直チニ市町村費ヲ以テ之ヲ行ヒ其費用ハ其作人ヨリ徵收スヘシ

第六條 害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若シハ田畑以外ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ其狀況ヲ具シ市町村長ハ直チニ知事ニ急報スヘシ

但シ蔓延ノ虞アルトキハ隣接市町村長ニ急報スヘシ

第七條 前條ノ場合ニ方リ知事ニ於テ驅除豫防施行ノ命令ヲ發シタルトキハ郡長ハ町村長ニ傳令シ市町村長ハ直ニ市町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行フヘシ

但シ本條ノ場合ニ於テ夫役ヲ賦課スルノ必要アリト認ムルトキハ郡市長ハ豫メ賦課ノ區域竝ニ課率ヲ定メ知事ニ具申スヘシ

第八條 害蟲驅除豫防法第六條ニ依リ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物莖稈苗株雜草ヲ拔棄若シハ燒棄スルノ必要アリト認ムルトキハ郡市長ハ知事ニ具申スヘシ

第九條 驅除豫防施行期間ノ景况ハ市町村長ヨリ日々報告スヘシ

第十條 毎年度ニ於テ市町村費ヲ以テ施行シタル害蟲驅除豫防ニ關スル事項ハ左ノ表式ニ依リ町村長ハ翌年四月十日マテニ郡市長ニ郡市長ハ同十五日マテニ知事ニ報告スヘシ

害虫驅除豫防報告様式

計	市町村名	害虫名	被害大		全上作物全上見積別	此平年收穫高	被害ニ付見積減收高	驅除豫防ニ係ル市町村費		全上夫役ノ全上郡費補助費
			被害大ノ種類	反				費(全數)	補助費	

第十一條 害蟲名區別毎欄事項ヘ記載ヲ要ス  
 本則ニ於テ町村長ヨリ知事ニ報告スルモノハ郡長ヲ經由スヘシ

鳥取縣訓令第九十八號

郡 役 所  
市 役 所  
町 役 場

明治二十九年八月鳥取縣令第四十號害蟲驅除豫防法施行規則第一條ノ  
害蟲驅除豫防法左之通定ム

明治二十九年八月八日

鳥取縣知事 深野 一三

害蟲驅除豫防法

一 稻ノ螟虫

- 一 夜間點火シテ母蛾ヲ誘殺スヘシ
- 二 卵ヲ搜索シテ驅殺スヘシ
- 三 黄枯セシ藁稈ヲ拔取リ内部ニ潜伏セル螟虫ヲ殺スヘシ
- 四 被害ノ殘株ハ掘取リ潜伏セル螟虫ヲ殺スヘシ
- 一 稻ノ浮塵子
  - 一 小量ノ油ヲ注キ驅除スヘシ
  - 二 夜間點火シテ之ヲ誘殺スヘシ
  - 三 畦畔及用水路ノ雜草ヲ刈取リ又冬季之ヲ燒燼スヘシ

明治三十四年六月五日印刷

明治三十四年六月十二日發行

### 鳥取縣內務部第四課

鳥取縣鳥取市東町五拾五番次壹番地

印刷所 吉田活版所

同 上

印刷人 吉田八得



